

後西天皇の歌書の書写活動をめぐつて

酒
井
茂
幸

埼玉大学紀要 教養学部 第44巻（第2号） 2008年
別刷

後西天皇の歌書の書き活動をめぐつて

酒井茂幸*

一 はじめに

国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本（以下、「高松宮本」と略称）には、後西天皇の印記である「明暦」に加え、第二皇子の有栖川宮幸仁親王の手沢本であることを示す「幸仁」「幸」印を捺した歌書が三三点見出される。また、陽明文庫には、後西天皇の所持本との関係を示す書籍が複数見え、退位後の延宝（天和年間（一六七三～一六八四）の後西院の近衛基熙や基熙室・常子内親王との書写・校合活動の所産とされる⁽¹⁾。

一方、後西天皇の和歌・連歌活動については先学の整理・論究が存し、特に寛文四年（一六六四）の後水尾院からの古今伝受と天和二年（一六八二）の靈元天皇への古今伝授が注目されて来た⁽²⁾。また、後西天皇の在位中の万治四年（一六六一）正月に禁裏火災により禁裏本の殆どを焼失したが、明暦・万治年間（一六五五～一六一一）の、天皇の書籍の焼亡に備えた古記録等の副本作成に関して研究が進んでいる⁽³⁾。

本章では、後西天皇の生涯に亘る歌書の書き活動を通史的に概観した上で、譲位後に近衛基熙らとともに行われた書写活動を再検討し、禁裏本の形成史への意義付けを行う。また、幸仁親王へ遺物分配された歌書が靈元天皇期に書写された歌書とどのような関係にあるのかを

叙述することを課題とする。総じて、後西天皇期の禁裏の文芸や学問の基盤となつた禁裏・仙洞の御文庫の藏書史を抑えることにより、従来個別に論じられて来た、歌会の催行・参加や『古今集』・『伊勢物語』等の歌道伝受、及び自撰家集『水日集』の編纂などの文芸活動などについて、和歌が詠み出され、書写される「場」の相互の連関性を叙述することを目的とする。

二 万治・寛文期の後西天皇の書き活動と歌道伝受

後西天皇は承応二年（一六五三）の禁裏火災による証本焼失に意を用い、万治年間に古記録や朝議に関する次第書の副本作成を行つたとされる⁽⁴⁾。禁裏では寛文三年（一六六三）にも火災に遭い、一部の書籍を焼失している⁽⁵⁾が、稿者の調査により、この折に古写本の副本の新写を行つていた痕跡が確認された。『葉室頬業記』寛文四年八月一二日条に以下のように見える（傍線稿者、以下同様）。

十二日、晴、（中略）從法_{（後水尾院）}被仰渡候「万葉集ノ類葉之たんす申侍候也、此類葉ハ中御門宣胤卿被撰候、正本も炎上候ヘ共、新院御写被置候本被進候也、三冊不足也、

〔万葉集ノ類葉〕とは、延徳三年（一四九二）成立の中御門宣胤編の『万葉集』注釈書である『万葉類葉抄』のことである。本書は宣胤が後土御門天皇の勅命により部類したもので（天理大学附属図書館蔵『類葉抄』）⁽⁶⁾

* さかい・しげゆき、埼玉大学教養学部非常勤講師、日本文献学

一二三十八三七卷一三冊本などの本奥書、宣胤自筆正本も禁裏に伝来して
いたと思われる。ところが、前掲『葉室頬業記』に依ると、寛文三年
の火災により「炎上」した一方で、副本を写し留めており、それを後水
尾院に進上したのである。大東急記念文庫蔵『禁裡御藏書目録』(以下、
『禁裡御藏書目録』と略称)等の禁裏の古目録類には見えないが、高松宮
本に『類葉鈔』(H一六〇〇一九三三 ウ一一三)一八冊一卷(卷一六欠)が伝
存する。

寛文年間の在位時の書写活動として摘記されるのは、第一に、寛文
二年に現在の御物本の藤原定家自筆『更級日記』を透写させたことで
ある。宮内庁書陵部蔵御所本(以下「御所本」と略称)『更級日記』(五一五
—五四)は、行数、字配りや漢字仮名の表記まで定家自筆本と一致し、
筆蹟も忠実に模している。奥書に「寛文二 脜 六日 一校了」とある。
定家自筆『更級日記』は、遅くも慶安二年(一六四九)まで後水尾院が仙
洞御所に所蔵し⁽⁶⁾、貞享二年(一六八五)二月の後西院の崩御まで院の仙
洞に蔵されていた⁽⁷⁾。

第二に、西本願寺本『三十六人集』を本願寺から借り上げて廷臣に
書写させ、不足の三集を補写させたことである。この段階の禁裏本の
転写本が、京都女子大学図書館蔵『三十六人集』である。当該本の飛
鳥井雅章の書写奥書を以下に掲げよう。

此三拾六人家集者借本願寺光常家珍之本不違一字令書写校合訖、
件集昔日雖為官本有子細下賜本願寺云々、誠世間無双之正本也、
(後西院)
新院御在位之時被召上此本、被遂書写之功之処、三拾六人集之
内三冊不足之間、仰人丸集者照高院道晃法親王業平集者日
野前大納言弘資卿、小野集烏丸前大納言資慶卿、令書統
之給、仍申下件官本補其欠、終全部之功者也、深秘函底不可出家

外、穴賢々々 / 寛文第十曆仲春 (花押雅章)
元来、「官本」(禁裏本)であつた西本願寺本『三十六人集』が、天文一八
年(一五四九)に後奈良天皇から本願寺の証如上人に下賜されたことは、
『天文日記』に記され⁽⁸⁾著名である。前掲の寛文一〇年の奥書による
と、後西院は在位中(承応三年(一六五四)~寛文三年(一六六三))に西本願寺
本『三十六人集』を献上させて禁裏で書写し、不足の『人丸集』を道
晃法親王に、『業平集』を日野弘資に、『小町集』を鳥丸資慶にそれぞ
れ補写させた。その「官本」を寛文一〇年に飛鳥井雅章が書写したので
ある。

さて、後西天皇は、万治二年(一六五九)六月四日に三部抄(『詠歌大概・
秀歌之大体』『百人一首』『未来記・雨中吟』)伝授を受けている(『(日野)弘資卿
記』)。これに関連して藤原定家の歌論書『詠歌大概』を書写したため、
歌道家の証本が禁裏に副本として伝存するケースがあつた。高松宮本
『詠歌大概』(H一六〇〇一五七七 メ一一三)の奥書には以下のようにな
る。

以相伝秘本へ曾祖父京極入道/中納言定家卿筆/具/令書写校合訖
尤可為證本矣/ 左兵衛督藤原朝臣為秀

万治三年六月廿七日於燈下/暫時令書写了/(花押^{後西天皇})

翌日遂校合落字等書入了

冷泉家時雨亭文庫には冷泉為秀筆の「相伝秘本」の『詠歌大概』は伝存
せず、宮内庁書陵部蔵桂宮本(以下、「桂宮本」と略称)『詠歌大概』(桂
三四)に為秀の奥書が見える。本奥書の一一致から、前掲の後西天皇宸翰
本と祖本を同じくするか転写関係にあると思われる。また、御所本の
中で「明暦」印を捺した歌書に『詠歌大概抄』(五〇一一四六四)・『詠歌大
概抄』(五〇一一四八七)・『三部抄』(一五四一一八)・『未來記并雨中吟御

抄』(特一八六)・『未来記并雨中吟抄』(五〇一―九一四)があり、いずれも三部抄伝受と関連する注釈書である。

万治二年に三部抄伝授を受けた後西天皇は、六年後の寛文四年の中院通茂の回想を参考にすると、万治二年に古今伝受の灌頂の意志が内々にあり、後水尾院にその旨を申し入れていた⁽⁹⁾。後西天皇は『古今和歌集』への関心を抱き、万治二年七月二十五日に冷泉家の曝涼の間に『定家筆真筆三代集』を披見し、寛文元年後八月一九日に禁裏に借り出し天皇自ら書写した(『勧慶日記』)。中院文庫本『拾遺和歌集』(中院・VI・九三)書写奥書に「新院御本」と称され、通茂が延宝五年(一六八三)に書写しているが、後西天皇宸翰本は現存しない。

退位後の寛文四年五月一二日から一六日にかけ、後西天皇の他、中院通茂・烏丸資慶・日野弘資の四人を対象に、『伝心抄』をもとにした古今講談が行われた。後水尾院が講釈に用いた『伝心抄』は、幽斎自筆・桂宮本(五〇一―四二〇)とされ、講談に使われた覚書として東山御文庫留と清書本との二書が残り、後西院の場合は、院宸翰の東山御文庫蔵『古今事』(勅封六二一八一―一五)が残る。聴講者側の聞書は、当座の『古今集御聞書』(勅封六二一八一―一三)、同じく東山御文庫蔵『古今集御聞書』(勅封六二一八一―一五一)がこれに該当するとされる⁽¹⁰⁾。他に、中院通茂と日野弘資の同様な講釈当座の書留と聞書清書本の双方が伝存する⁽¹¹⁾。なお、寛文四年一二月に、日野弘資が、後水尾院より『三部抄』・『伊勢物語』・『源氏物語』の切紙伝授を、中院通茂が『三部抄』の切紙伝授をそれぞれ受けた⁽¹²⁾。

講釈が終了した一六日から神事が始まり、一八日に後西院ら四名への切紙伝授が行われた(『古今伝受日記』寛文四年五月一八日条、宮内庁書陵部蔵『古今伝授誓紙等』二五六一一五五)。

この寛文四年五月の古今伝受の間に、後西院は御所伝受の基本テキストである『伝心抄』を書写した。まず、東山御文庫本・後西院宸翰『古今伝受御日記』(勅封六二一八一)寛文四年五月一六日から一八日条を掲げよう。

十六日、戌寅、早旦行水、辰下刻斗照高院宮入来、即同道參法〔後水尾院〕、小時御雜談、御講談初マル、聽衆如昨日、今日一部御講談相濟、大慶不過之者也、其後御休息アリ、烏丸内々入見參古今伝受之箱之中御覽、伝心抄被取出、烏丸披見可仕之由也、二箱幽斎伝受之箱一、光広卿伝受之箱一、今日被返遣之、次、中院箱被披法皇御覽、伝心抄且又被出取、可披見之由也、〔後西院〕予、伝心抄一部書写望之由申入之旨、幽〔細川〕斎自筆之本三、光院奥書、式部卿宮所持被貸下す、祝着之至也、

十七日、巳卯、天陰、晚頭雨下夜入甚雨、今日伝心抄書写始之、七枚書之、

十八日、戊寅、早旦行水、辰下刻參法皇、今日古今御伝受之故也、
(中略)夜入伝心抄三枚書写了、

一六日に烏丸家・中院家相伝の古今伝受箱の中が後水尾院により検められ返納された。これに際し、後西院と烏丸資慶が古今伝受箱から『伝心抄』を取り出した。後西院は三条西実枝の奥書を有し、智仁親王が所持していた『伝心抄』の書写を望み、後水尾院から借り出し書写したのである。当該本が東山御文庫に所蔵されていることは確認されるのである⁽¹³⁾。

後西院は、天和三年(一六八三)四月一六日に後西院宸翰『伝心抄』四冊を後水尾院からの切紙二四通と共に靈元天皇に授けた。東山御文庫蔵『後西天皇古今伝授御証明状』(勅封六二一二一六)を掲げよう。

就道御伝授 旧院御相伝震翰之切紙廿四通於血脉者／加愚判／伝心抄四冊（愚筆但外題奥書之）／判形等正本之写透写為正統支證令進上候、唯授一人之口決面授等不貽秘說一事具令申入訖、當流正嫡二之子細先度申入趣毛頭無相違候、弥此道之繁昌被懸御心雖一言堅禁漏脫永被秘官庫者、慮旧院歎慮於愚身大慶不可過之者也／

天和三年

寛文四年に後西院が書寫した『伝心抄』は、後水尾院宸翰の切紙二四通と共に「正統支證」として靈元天皇に伝領され、官庫（禁裏文庫）に収められた。そもそも、「震翰之切紙廿四通」とは、東山御文庫本『古今集相伝之箱入目録』（勅封六二一一一六）に、「伝心抄 天地人三冊・同叙一冊・「伝心集 一冊」の次に見える「切紙十八通 法皇宸筆 一包」と「切紙六通 法皇宸筆 一包」であり、内容は元龜三年（一五七二）の三条西実枝より細川幽斎への古今伝受に際し相伝された切紙とされる（前掲注（2）海野論文II）。宮内庁書陵部に三条西実枝筆の「当流切紙」が蔵されるが、後水尾院宸翰本は伝存が確認されない。

このように、後西院は靈元天皇への退位後も後水尾院の影響下にあつたが、寛文三年以降の靈元天皇の禁裏では、後水尾院と後西院による、歌書の寄進が盛んに行われた。例えば、八月一日の「八朔」では、太刀と馬が禁中に献上されるのに加え、寛文四年から天和三年にかけては後水尾院と後西院が歌書や漢籍などを進上した。『禁中番衆所日記』寛文四年八月一日条を掲げよう。

（後水尾院）

朔日、朝餉如例、從法皇今朝之御祝儀新玉津嶋社哥合一冊・麝香一
番合香爐被進、御使定豊朝臣（基定）朝臣、從新院即子筆一卷・杜氏通典一部被進、御使持明院前大納言（經慶）、從大樹如例年御馬・太刀進上・披露、勸修寺前大納言（雅章）飛鳥井前大納言伺公、

後水尾院から贈られた書として「新玉津嶋社哥合一冊」が、後西院より贈られた書として「即子筆一卷」「杜氏通典」の名が見出される。禁裏での対応が『葉室頼業記』寛文四年八月二八日条に記される。

廿八日、晴、（中略）從新院八朔被進候杜氏通典一擔子、御本奉行柳原大納言（資行）殿へ相渡候也、同即子筆一巻歌書奉行東園殿へ相渡候也、從新院八朔二被進候新玉津嶋社哥合筆不知、御本奉行柳原大

納言殿へ相渡候也 同即子筆一巻
「新玉津嶋社哥合一冊」「杜氏通典」が御本奉行に渡され、「即子筆一巻」が歌書奉行を経て御本奉行に渡された。この後、靈元天皇の禁裏文庫に收藏されたと推測される。

後西院は、仙洞の御茶屋で茶の湯を振舞つことがあつたが、後水尾院の事例¹⁴と同様、座敷に古筆や古写本の歌書が飾られた。『葉室頼業記』寛文五年一月二十四日条を掲げる。

廿七日（後西院）新院へ御振舞参也、參衆、撰（廣司房輔）政・一条太閣（康道）・園大納言（基福）・飛鳥井前大納言（實豊）・正親町前大納言（基賀）・東園中納言・頼業、入夜退出、（中

略）今日新院御座敷掛物、御書院床唐筆絵、御茶屋三所、定家之ぼうくき小又雅経筆ハ雪舟絵牛也、御座之掛物即文筆御産之置物、後小松院哥合一卷・一條家為世・為藤・為重三筆之後撰、御茶屋後光嚴院哥書、後奈良院伊勢物語也、為家之歌合一巻

「二条家為世・為藤・為重三筆之後撰」は、高松宮本『後撰和歌集』（H-600-1-1660 特六一〇）と同定され（奥書によると実際は為世・為冬・為重筆¹⁵）、後西院の崩御後有栖川宮家に伝來した。「後奈良院伊勢物語」は、近衛家への遺物分配を記した『（近衛）基熙公記』・『无上法院殿御日記』貞享二年五月三〇日条に、甲府の姫君（基熙一女・熙子、天英院）への拝領としてそれぞれ「後奈良院宸筆／伊勢物語」「伊勢物がたり、後な

らの院勅筆」と見える。こちらは伝存が確認されない。

『无上法院殿御日記』に依ると、後西院は寛文二年二月三日に仙洞御所で三体詩の講釈を行ない、同年三月六日に基熙へ能書方を相伝した。後者の能書相伝は、引き続き、延宝三年一〇月一五日に基熙へ「入木道七ヶ灌頂」の伝授が成された(『基熙公記』)。そして、寛文二三年には、『類聚雜要抄』四巻を通茂が書写した(中院文庫本)。書写奥書を掲げよう。

此抄四巻以新院御本へ第一親長卿筆／第二逍遙院内府第三広／光卿第四／宣胤卿書写校合了、第四自筆所持之／(三条西実隆)先考御筆所々／(通勝)祖父相府加筆、全部數年雖有望不得之、／令蒙恩許銀札無極、深藏箱底／不可他見矣／寛文第十三／孟春社日／獻納赦人

花押(通茂)

後西院が仙洞御所で所持していた、平安後期の有職故実書『類聚雜要抄』は、文明期から延徳期(一四六九～一四九二)に活躍した、後土御門天皇の廷臣、甘露寺親長・三条西実隆・町広光・中御門宣胤の寄合書であつたことが知られる。また、この後、延宝五年に基熙に同書を書写させた(陽明文庫本書写奥書)他、新院御本は転写が繰り返され、流布の祖本となつた。

後西天皇の万治・寛文年間の書写活動は、歴史資料では万治四年の内裏火災を挟んだ、古記録等の副本作成と禁裏文庫再興が知られるが、文学資料においては、三部抄伝受から古今伝受への歌道カリキュラムの途上と重なり、歌学書や注釈書が書写され、一部の書籍が焼亡を免れた。そして、寛文三年の退位後は、靈元天皇の禁裏への贈与に後水尾院とともに寄与し、仙洞御所本は、茶の湯の饗応の際の掛物としても使用されたのである。

三 延宝・天和期の後西院の書写事蹟と歌学講釈

延宝年間(一六七三～一六八二)に後西院の書写活動が見出されるのは、『基熙公記』・『无上法院殿御日記』・『(東園)基量卿記』の記事を辿つていくと、延宝八年からである。後西院の古今伝受も、近衛基熙は後水尾院に延宝五年五月に許可されていた(『基熙公記』延宝五年五月八日条)が、実際には講釈は延宝八年五月六日に始まる。『基熙公記』同日条を掲げよう。

六日、甲午、天晴陰未斜雨下、今日新院於禁裏古今和歌集御講

(後西院)

釈有之、近日依可御伝授也、其儀別記有、

講釈は靈元天皇の禁裏で行われ、古今伝受を前提とした講説であった。ところが、七日目の五月一二日に、將軍徳川家綱が薨去したことにより、講釈が中止された。再度『古今和歌集』の講釈が行われたのは、三年後の天和三年(一六八三)四月二日である(後掲『お湯殿の上の日記』)。なお、延宝八年の八月一九日に後水尾院が崩御した。

さて、後西院の自撰家集『水日集』(高松宮本H—六〇〇—五〇六—二九)に掲るは三冊から成り、第一冊が四季、第二冊が恋・雜に部類され、第三冊は「天和二年九月四日 当座」から「貞享元年十二月廿一日」までの歌会詠を収める。第一冊まで小字で歌頭に書き入れられた詠歌年次が延宝八年二月を下限とし、二冊目までは延宝八年以前の詠である。寛文四年(一六六四)に後水尾院から古今伝授を受けた後西院が自ら講釈する立場となつたのに加え、後水尾院も崩御したことにより、詠み留めておいた詠草や短冊を整理し、部類家集を編纂する意志を抱いたと思われる。

延宝九年に入ると、先学が指摘するとおり、『後撰集』と『拾遺集』の校合が始まる⁽¹⁶⁾。まず、『无上法院殿御日記』延宝九年三月四日条を掲げよう。

四日、^ヘ戌午／曇時々雨ふる、程よりはるゝ、後せん和歌集御け

うごうのよしにて、左^{〔近衛基熙〕}府・新^{〔後西院〕}院へまいり給ふ、我が身もまいり、

後西天皇の仙洞御所に『後撰集』の校合のため基熙と室の常子内親王(後水尾天皇)が祇候しているが、『基熙公記』と『无上法院殿御日記』に依ると終功の五月九日まで校合に仕えたのは近衛家の二人のみであった。五月九日に『後撰集』の校合が「満座」する(『基熙公記』)と、続けて一四日から『拾遺集』の校合が始まる。『无上法院殿御日記』延宝九年三月一四日条を掲げる。

〔基熙〕

十四日、丙寅、雨ふる、左^{〔後西院〕}府我身も新^{〔後西院〕}院へまいり、此中の後せん御けうごうすみてけふより又しういの御けうがう也、亥刻過に御いとま申す、

これによると、『後撰集』の校合と連続した作業であった。校合に祇候したのが基熙と常子内親王のみなのは同様である。八月一二日に一時中断したが、翌天和二年正月一四日に再開し、九月二日に終功した(『基熙公記』)。後西院としては、御所伝受で後水尾院から受け靈元院に授ける過程で仙洞の証本が確立していた『古今集』に加え、『後撰集』と『拾遺集』の仙洞御所本の本文を確定する意図が存したと思われる。

また、後西院と基熙は、東山御文庫本『百人一首並詠歌大概』(勅封六八一七一四一一三)を延宝九年五月に書写した。書写奥書を掲げる。

這詠歌大概・百人一首清濁等先年／於旧^{〔後水尾院〕}院御前各評判之趣窺定而以朱／注付、於愚本者焼失訖、于爰照高院／道晃法親王遷化之後聖護院道祐幼少之間、歌道秘抄口伝等之一合、予^{〔後西院〕}／預置

了、此一冊見出、欲令書写、既端／一枚筆始時節、左丞相基熙公百人一首清濁有懇望、幸讓与此本、免書写、／猶授口決了、然予鳥跡一枚繼之、／手自終功而／令報給之、仍而粗記／由緒而已／延宝辛酉夏中旬(花押^{〔後西院〕})

於照門主本者書写為早速歟、清濁声等以朱付／所々書之、其余者被略了、如其定今左相府令書給者也、／連々可書加之、先年照門以愚本書写、於其本者／悉皆書之訖

この奥書では、まず、かつて後水尾院の御前で『詠歌大概』と『百人一首』の清濁の声を決めた時に朱で注付した後西院の御本があつた。だが、それが焼失したので、皇子聖護院道祐法親王が照高院道晃法親王から引き継がれた「歌道秘抄口伝等」の箱一合を親王幼少の時に院が預かり置いた。その中から当該の一冊を見出し、書写しようと端一枚を始めたところ、基熙が『百人一首』の清濁の御伝授を懇望していたので、譲与して書写を許し、さらに口決を授けると共に、後西院が書写した箇所以降を基熙が書き継ぎ、献上したのである。延宝期末に、後西院が「三部抄」に含まれる『詠歌大概』と『百人一首』の整備に着手し、基熙も『百人一首』の清濁の伝受と書き入れ本の書写を所望していたことが分かる。

実際、天和元年一一月一一日に後西院から基熙に「三部抄」と『源氏物語』の切紙伝授が行われた。『基熙公記』同日条を掲げよう。

十一日、庚甲、辰刻參新^{〔後西院〕}院、是三部抄・源氏物語切紙御伝授之故也、著冠、御伝授之後給御盃退出、凡恐悅之外無他、為御礼持、馬代銀二ノ百両、^ヘ卷物、五樽一荷、肴二種献之、

天和二年九月八日から後西院は『伊勢物語』の講釈を行なつた。『无上法院殿御日記』同日条を掲げよう。

八月、^{（壬子／はるゝ、}_{（後西院）}新院へまいる、けふより伊せ物語の御

こうしやくはじまる、左府・大納言まいり給ふ、ありす河の宮に

もならします、平松中納言（時量）もらやうもんに出らるゝ。

聴衆は、基熙と常子内親王に加え、基熙息の家熙や有栖川宮幸仁親王、平松時量であつたことが知られる。一〇月一九日に講釈は「満日」となつた（『基熙公記』）。

天和三年に入ると四月一日から古今伝受の灌頂のための講釈が始まり、基熙と通茂、常子内親王が祇候した（『お湯殿の上の日記』）。講釈は四月一四日に終え（『禁中日次記』）、翌々日の四月一六日に靈元天皇と共に古今伝授を受けた。『无上法院殿御日記』同日条を掲げる。

十六日、^{（靈元天皇）}新院（後西院）御幸にて御でんじゅあり、くはん幸なりてから新院御所へ左府まいり給ふ、午刻程也、我身・大納言（家熙）もまいる、めでたさくよろこびいふにたらず、御でん授すみて常御所にてこんまいる、三（一）んなり、

伝受の当日は、禁中に後西院が御幸して靈元天皇に伝授した後、還御し、基熙が仙洞御所に出向き、伝授を受けた。四月二二日には「古今伝受竟宴御会」が催され、後西院や基熙を初め五三人が出詠した（高松宮本『御会和歌』（H-1600-16-6 特四一-所収）。

また、天和三年五月二七日から『六百番歌合』の校合が開始された。

『无上法院殿御日記』同日条には以下のように見える。

廿七日、^{（戊辰／はるゝ、}新院へまいる、左府もおなじ、六百番

の歌あわせの御けうがうはじまる、子刻程にかへる、

その間の状況について、『基熙公記』天和三年六月一七日条に、十七日、天晴、暑氣同昨日、午刻許參新院、御校合、戌刻退出、

窮屈失前後、

この『六百番歌合』の校合は、一〇月一四日まで行なわれた（『无上法院殿御日記』）が、その間に禁裏御本の「古筆」が使用された。靈元天皇の禁裏文庫から『六百番歌合』を借り出した際の帳符が桂宮本「後西天皇六百番歌合預御証」（特一-一九）である。本文を掲げる。

六百番歌合 四冊 一箱

古筆々者不知

右為校合取出預置了

天和三年八月十三日（花押（後西院）

校合の一本に使用された禁裏御本『六百番歌合』に関しては、前掲の「後西天皇六百番歌合預御証」によると四冊本の古筆であることが知られる。「筆者不知」とあるが、『禁裡御藏書目録』には、「六百番歌合 へ三冊ハ親長卿筆」四々」とある。現存の禁裏本で冊数が一致するのは、御所本『六百番歌合』（五〇一-一六一〇）〔以下「御所本乙本」と略称〕である。

本奥書に、

右六百番歌合全部四冊依仰書写之/雖不為証本以見合之令用捨
數ヶ/度校合猶於不一決之事者付傍訖/ 千時文明九年十月廿
四日/ 按察使藤原親長

とある。前掲『後西天皇六百番歌合御預証状』の「古筆」は甘露寺親長筆本かその転写本を指すと思われる。御所本乙本は、原本の装訂・書風などに鑑みると⁽¹⁷⁾、靈元院時代の写本であり、天和三年に校合された伝本からの忠実な転写本であろう。この本奥書を有する伝本は、管見では他に、陽明文庫乙本『六百番歌合』〔以下「陽明文庫乙本」と略称〕と小

西甚一蔵本の二本であるが、御所本乙本と陽明文庫乙本は、共通異文を多く有するのに比して、本文が近接せず、校合本の本奥書を転記したものとされる⁽¹⁸⁾。とりわけ、御所本乙本には、第一冊夏部から第二冊冬下まで、夥しいイ本校合や脱落の書き入れが存し、転写本ながら天和三年の書写校合作業の痕跡を伝えていよう。そして、陽明文庫乙本は、書写校合作業の中で同一の親本から派生した副本と思われ、陽明文庫の所蔵に帰したのである。

基熙の息家熙は、陽明文庫蔵『近衛家熙写手鑑』に集成される⁽¹⁹⁾、古筆断簡の臨模で知られる。前述のとおり、家熙も天和二年九月の『伊勢物語』の講釈に參集し、仙洞御所を訪れていた。後西院と家熙の関係について、『无上法院殿御日記』天和三年三月二七日条には以下のようく見える。

廿七日、（己巳）はるゝ、新院（後西院）へまいる、御かこ居にて御ふるまひ也、（基熙）（家熙）左府・大納言もまいらるゝ、御座などへもならします、子刻程にかへる、大納言古筆たぶ、かたじけなかる也、誠にい

つもく御ねんごろの事にてかたじけなき事ども也、

茶屋である圓いにおける茶の湯の饗宴の後に、後西院が家熙に古筆を下賜している記事である。後西院の茶屋を飾った古筆が、拝領を経て、家熙の古筆臨模の親本を提供した可能性がある。

後西院の仙洞御所での書写活動は、延宝八年から確認され、近衛基熙が深く関わっているのが、寛文期と大きく異なる。また、延宝八年は後水尾院が崩御し、靈元天皇が古今伝受を始めた年で、禁裏の歌壇史的状況は様変わりした。これは後西院にとつても画期であり、『水日集』の部類・編纂を促したと思われる。天和二年の伊勢物語講釈では、基熙の家熙や有栖川宮幸仁親王、平松時量が加わり、次世代の到来を示

唆している。なお、仙洞の御文庫に藏される「古筆」が院の生前から家熙に下賜された事実は新見であり、次節の遺物分配とも異なることからも注目される。

四 後西院の遺物分配

貞享二年一月一二日に後西院は崩御する。後西院の遺物拝領については、従来、『基熙公記』貞享二年五月三〇日条と『堯如法親王記』同年六月一日条により、生前に宸翰の遺物分配の目録を記していたことが指摘されている⁽²⁰⁾。本節では、まず、『(平松)時量卿記／後西院／葬事』貞享二年二月二二日条から六月二日条と『基量卿記』同年七月三〇日条に拠り、崩御以後の院の遺物の行方を探究してみたい。

『時量卿記／後西院／葬事』には、崩御の二月下旬から遺物拝領の五月下旬までの遺物に関する事蹟が克明に記されている⁽²¹⁾。やや長いが、関係記事を以下に掲出する。

廿一日、未下剋（時量）御閉眼、（中略）御近辺之雜具悉入御大藏、（高野保春）宮内卿予・岡部伯耆守立合可付封、（西洞院時成）（中略）從内以右衛門督被仰下、御文庫兵部卿官御封可被付、可存知之由也、畏奉之由申上、及夜更兵部卿官御參、被付封了、此儀不可說之次第也、此事後日稻葉丹後守被演説、兵部卿官依御願也、三人立合付封之上者、無子細事也、親王之合封不以合事也、御愁傷之砌如此也、御思案不可然之由、前々対清閑寺大納言被恥申、笑止之体也、兵部卿官御恥辱、彈爪之人多、嗚呼之次第也

（三月）四日、兩（千種有種・柳原資康）伝奏・稻葉丹後守伺候、有相談儀、自御文庫御太刀四腰取出、兩伝奏・予・宮内卿合付封、兵部卿官御封申請

付了、

(四月)

十一日、巳半参 旧殿、穂波三位・宮内卿・櫛笥三位御大藏可

被合封由申渡、内々依 勅命也、

十三日、卯半参 旧殿、辰剋両伝 奏祇候、御文庫開封入御太刀、

穂波・宮内卿・櫛笥合封也、

廿七日、参 旧殿、両伝 奏伺候、開御文庫取出御道具、

廿九日、参 旧殿、巳剋前参 内、後西院御遺物献上、両伝 奏

披露也、於休息所申入、次依召参 御前、蒙叡言、恐懼之至也、

次参 春官、両伝 奏被案内、松木大納言^{宗條}披露也、御対面、次参

本院、以坊城大納言令獻上、次参 中宮、田村殿被出披露由也、

直参 旧殿、穂波三位・宮内卿處々御遺物持参也、

卅日、参 旧殿、参左大臣殿亭、御遺物持参、次陽德院殿、又

参 旧殿、穂波・宮内卿如昨日方々御遺物持参也、御遺物被下衆

中、今日不残頒賜、

(六月) 二日、後日遣両伝 奏可被入官庫歟、可在時議由、申達也、

崩御の二月二三日の時点で、幸仁親王と新院伝奏の時量ら三名が立会い、後西院の御文庫の封をした。その後、武家伝奏の千種有継と柳原資廉と京都所司代の稻葉正往が太刀の出し入れがあり開封されたこと

もあったが、最終的に五月二七日に武家伝奏が祇候し封が解かれ、道具や書籍が取り出された。五月二九日に禁中で遺物が献上・披露された後、三〇日には近衛基熙邸で下賜されている。『基量卿記』貞享二年七月三〇日条には以下のように見える。

卅日、(中略)後西院御文庫ニ有之候古今伝受之箱并御記少々先日
禁中へ被進上、今日又残御記・額写等尽可入御文庫由、以
兩伝 ^{千種有継}柳原資廉 ^(時量)奏 平松中納言へ稻葉丹後守申之、件之御記半分余御

代々之宸記(御正ノ記也)、以上廿箱之内宸記分八箱今日参了、残十二箱令紛失不知行方、若臣下記故左相府へ被下歟、内々和歌抄物・御記等可被下由、後西院兼而仰之由也(依左府出頭)異他也、雖自然不被進禁中、他所へ可進下儀、不叶其理之由、公武御沙汰治定之間、唯今及此沙汰、残十二箱御記如何、不知子細、莫言々々

七月三〇日以前に禁裏へ移した書籍は、古今伝受の箱と御記の一部であった。これに続き、七月三〇日にも残る御記や額写等を禁裏文庫に収めるよう京都所司代の稻葉正往から武家伝奏の千種有継と柳原資廉を以て平松時量に申し入れがあった。御記の内半分は代々の宸記で、今日移したのは二〇箱の内八箱であった。一二箱は紛失してしまったが、これは臣下の記のため近衛基熙へ下賜されてしまったかと基量は思量している。そして、後西院が兼ねてから内々に基熙へ和歌抄物や御記等を下賜すると話があつたと記される。近世初頭から近衛家は、皇室と密接な縁戚関係にあつた。近衛信尹三女の前子が後陽成院の女御として入内し、後水尾院や高松宮好仁親王、近衛信尋を産んでいる上、前掲『无上法院殿御日記』の作者・常子内親王は後水尾院の第一五皇女であった。

幸仁親王への遺物拝領の経緯については、和田英松『皇室御撰の研究』(昭八・明治書院)に「架蔵本」として掲出される『水日集』の書写奥書に、

右水日集上下凡歌数八百九十六首者後西院御製勅名の集にて則宸翰の御本有栖川宮兵部卿親王御所持也、不思議に伝写し侍りぬ、正奇寶とし奉るべきものなり/ 元禄九歳次丙子七月九日 松殘

とあるのが参考になる⁽²²⁾。すなわち、『水日集』の第三冊は貞享元年一二月二三日の「水無瀬殿法楽」までを収めており、後西院宸翰本が幸仁親王に伝來したとする、奥書に記される元禄九年までに親王は分配を受けたことになる。

御所本には、前述のように、「明暦」印のみが捺された歌書として、『詠歌大概抄』・『三部抄』・『未来記并雨中吟抄』・『未来記并雨中吟御抄』が見出される。いずれも後西院の歌学研究の痕跡を示す典籍であるが、こうした注釈書は幸仁親王に分配されていない。

後西院崩御後に幸仁親王らにより封をされていた仙洞の御文庫は、封が解かれ、書籍が靈元天皇の禁裏文庫に移されたり、近衛基熙へ下賜されたりした。幸仁親王への遺物分配の年次は明らかではないが、遅くも元禄九年には成されていた。

次節では、高松宮本に含まれる幸仁親王の手沢本を、御所本との比較から考究してみたい。

五 幸仁親王持領の高松宮本と御所本歌書群——靈元天皇の収書へ——

幸仁親王が後西院から持領されたことが明確な歌書の写本は、卷末【表一】に示した三三点である。いずれも「明暦」の長方形朱印に加え、「幸仁」「幸」の薄藍の陰影を有している。

【表二】IV表紙は無地が多く、文様も五種類の類型が存するに留まる。なお、装訂は全て袋綴である。同V「見返し」とは、表紙の料紙の見返しへの綴じ込みの横と縦の法量である。「明暦」印の捺された歌書や文書の最下限は、管見では高松宮本・天和四年板本『万葉集抄 上(下)』(H一六〇〇—九〇三 ウ九九)である⁽²³⁾。前述のとおり、前々年に後

西院は伊勢物語講釈を行なつており、天和年間は、院の文芸志向の高まった時期である。一方、後西院が『後撰集』や『拾遺集』などを校合し、仙洞の歌書の整備を始めたことが確認されるのは、延宝八年(一六八〇)からである。これらを勘案すると、【表一】の歌書の写本も延宝年間から天和四年頃までに書写されたと思われる。

そして、高松宮本の歌書と同内容の御所本を対比して示したのが【表二】である。【表二】Iは【表一】Iに照応する。iii表紙は【表一】掲出の後西天皇期の写本に比して複雑であるが、文様には類型⁽²⁴⁾が見出せる。iv題簽とは、題簽の筆者名のこととで、『図書寮典籍解題 文学編(続文学編)』を参照し記載した。⁽²⁵⁾高松宮本「逍遙院百首」が【表二】に細目の記載が無いが、本奥書に、

本云／享禄四年三月以春日祭勅使次逍遙院／法樂也、三月四日ヨ

二月節入歛

リ至八日五日間詠之云々／以自筆書写之、同校合、同年五月十日とある。享禄四年(一五三二)三月四日から八日までの春日祭法樂百首であるが、御所本には存在しないのである。また、⁽²⁶⁾高松宮本『信太千首』は、同様な外題の伝本が御所本に存在しない。だが、元禄十五年(一七〇二)頃成立とされる⁽²⁷⁾、東山御文庫本『歌書目録』(勅封一〇二一三一三八)に、

為家千首	一一
信太(ママ)	一一

と見える。そして、『信太千首』は『禁裏御藏書目録』に見え、かつての禁裏御本⁽²⁸⁾を公家所蔵の伝本から復元しようとした後西院の意識の一端が窺われる。

一方、高松宮本と外題や内容が御所本の複数の伝本と一致する場合

は、先行研究等により高松宮本に近い本文の伝本を示し、その旨を【表】

二】 v 備考に注記した。

靈元院の禁裏・仙洞における歌書の書写活動は、冷泉家本の書写事

蹟と古歌書目録類の記載を根拠に、①天和年間（一六八一～一六八四）、

②貞享年間（一六八四～一六八八）、③元禄年間（一六八八～一七〇四）、④宝

永・正徳・享保年間（一七〇四～一七三三）の四期に大別される。①天和年間

には、天和二年に冷泉家の藤原定家筆本を底本に高松宮本『三代集』（H

一六〇〇一一九一マ二二）が透写された（『基量卿記』⁽²⁶⁾）。②貞享年間

は後述の貞享二年四月・五月他数度の冷泉家本の書写⁽²⁷⁾が中心であり、

③元禄年間は前掲・東山御文庫本『歌書目録』等に書目の記載のある、

仙洞における書写活動である。④宝永・正徳・享保年間は東山御文庫本

『仙洞御歌書目録』（勅封六九一五六一）収載の書籍の書写時期であり、

靈元院の崩御までを表示した。なお、東山御文庫本『歌書目録』と東

山御文庫本『仙洞御歌書目録』の書目は殆ど重複せず、東山御文庫本

『仙洞御歌書目録』の書目の書写の上限が得られる⁽²⁸⁾。【表二】掲出

の歌書は、いずれも②貞享年間以降の書写である。

②貞享年間にに関しては、【表二】の30御所本『一條院讀岐集』（五〇

一五一七）が冷泉家本の忠実な模写本である。『中院通茂日記』貞享二

年四月一七日から五月一五日条に書名が見出される（終功は三〇日）冷泉

家の転写の禁裏本は、装訂・表紙の色や文様、法量などから類型が抽出

できる⁽²⁹⁾。30『二条院讀岐集』は、綴葉装の四半本（実測は二・四

×一五・〇糸）で、表紙は縦に紫の打墨が刷られこの類型に合致する。【表

二】の29御所本『桧垣嫗集』（五〇一～一七〇）も綴葉装の四半本（実測は

二三・〇×一六・九糸）で、表紙は縦の藍の打墨で30『二条院讀岐集』同様

に類型に当てはまる。

また、③『内裏歌合康正元』、⑧『歌合文永』、⑬『内裏歌合建保／二年』、⑯『経盛朝臣哥合』を収める「歌合 卍二種」（五〇一一七四）は、綴葉装で緞子の表紙であり、②貞享年間以降の書写であろう。①御所本『住吉社哥合』は、「歌合 卍二種」（五〇一一七四）と装訂や表紙文様及び題簽の法量（一三・二糸×三・九糸）が同様である。また、御所本『内裏歌合天徳』（五〇一一九四）、『広田社歌合』（五〇一一九六）、『赤染衛門集』（五〇一一五二）、『馬内侍集』（五〇一一三五）などとも一致し、いずれも近い時期に書写されたと思われる。

次に、奥書を有する【表二】掲出の高松宮本に注目してその由来や性格を探究していこう。なお、対応する【表二】の御所本は、装訂が庫本『歌書目録』に書目が見え、以下特に断らない限り③元禄年間に書写されたものと思われる。まず、【表二】掲出の高松宮本の本奥書が、

【表二】の御所本と異なる奥書を有する場合がある。例えば、新古今時代の飛鳥井雅経の他撰家集である『明日香井集』は、奥書が諸本分類の指標の一つとされる⁽³⁰⁾が、20御所本『明日香井集 上（下）』（五〇一一一〇〇）の上・下冊の末に次の本奥書がある。

本云／永仁二年春比類集之畢、／前參議藤原（飛鳥井雅有）応召備 叻覽之、／同年六月廿二日被返下之、／嘉元二季冬比以雅（飛鳥井）孝 朝臣書寫之了、／上下共讐州筆也（上冊）

戸部在判／以雅孝朝臣本書寫之了、／嘉元二年十月廿八日戌刻／書讐州之許注之（下冊）

永仁二年に雅経の孫の雅有が『明日香井集』を編纂して収覽に供し、雅有猶子の雅孝が嘉元二年に書写したのである。これに対し、⑯高松宮本『明日香井集』には、下冊末に、

I 本云／永仁二年春比類集之畢、／前參議藤原判／応召備 敘覽

之畢、同年六月廿二日被返下畢／同年六月廿二日被下之／嘉元

二年冬比以雅孝朝臣本書写／之畢、上下共讚州筆也／ 戸部尚書

在判

II 右一帖者裏祖雅経之／集也、 柳營(足利義尚) 之尊命令書写畢／

文明十五年

(飛鳥井栄康)

五月十日 宋世／在朱印

とある。そもそも、I は御所本の上冊の写しであり、鎌倉末期写の冷泉家時雨亭文庫本や室町前期の飛鳥井栄雅筆の日本大学学術情報総合センター(九一一四八一A九三)本にも存する。これら原初的な本奥書に加え、高松宮本では文明一五年の奥書が加わっている。将軍義尚の勅撰集撰進の企画である、「文明和歌打聞」に際し将軍に書写・献上された系統の伝本なのである。本文内容も、20 御所本は書写階梯に生じた脱落歌が比較的多く、問題が残る。なお、表紙の文様の薄香色地に柳茶色の菊薔薇七宝は、【表二】2『内裏歌合天徳』(四〇五十九)と同様である。

また、『寂蓮集』の諸伝本は、A 部類本と B 雜篇本の根幹基準に、細分類 a 撲集抄出本と b 百首歌二種及び三体和歌を含む本、の組み合わせにより、五系統に整理・分類されている⁽³¹⁾。②高松宮本『寂蓮集』は、A 部類本であるのに対し、御所本二本(一五三一二一五、24(五〇一七二五))『新編国歌大観 第四卷』底本)がいずれも A 部類本と B 雜篇本の合写本である上奥書が無く対照的である。⁽²²⁾高松宮本『寂蓮集』の本奥書については先学による考証が存し⁽³²⁾、他撰家集とする論拠ともなっているが、改めて掲出してみよう。

本云／春誓法橋 窓信僧都／供送之 以之書写也／ 建長五年

十一月七日書写校合了

弘安四年(辛巳)夏五月之比大原野／禪尼本教人(善峯寺)／信宗閣

梨書写了／同八月校合了／ 権律師玄覚

仙覚『万葉集抄』を書写して後世に伝えた万葉学者の玄覚が、弘安四年に信宗に大原野禪尼本を書写させた伝本である。鳴原市立図書館蔵

松平文庫本が、ほぼ同じ奥書を有し、本文も共通の誤謬や重複が見出され同系統とされる。ただ、藏書印により江戸前期の肥前鳴原藩主・松平忠房(元和五年(一六一九)~元禄十三年(一七〇〇))の収書になり、近世初頭には堂上公家や武家に流布していたと思われる。また、高松宮本には、靈元天皇期の書写で、B 雜篇本に b と a を加えた伝本が存する(資料番号H-六〇〇一五四九 る二七二)。前掲の玄覚の奥書に加え、

本云／此寂蓮集自或方借出写了、以外荒本也、/他人哥多相交也、以他本可改者也

とある。重複歌も⁽²⁴⁾高松宮本『寂蓮集』が二二首なのに対し一首のみであり、後に整備された伝本とされる。

この『寂蓮集』は、前掲・東山御文庫本『仙洞歌書御目録』「春」に見え、④宝永・正徳・享保年間の書写である。本目録の「春」の冒頭に、

後花園院御集 上中下 三冊

後奈良院御詠草 小本 一冊

一冊

と見えるが、外題や冊数の一一致からそれぞれ高松宮本『後花園院御集上(中、下)』(H-六〇〇一三六一 ふ一五)・『後奈良院御詠草』(H-六〇一三五五 ム二九)・『北院御室集』(H-六〇〇一三八三 ふ一三六)と同定される。表紙は『寂蓮集』が赤香色地に藍色割り三菱繋ぎ、『後花園院御集』と『北院御室集』が灰緑地に鶯色の籠目、『後奈良院御詠草』

(二五)

が雄黃色無地である。灰緑地に鶯色の籠目の表紙は、高松宮本『明題抄』(H一六〇〇—五七五 み四一七)と御所本『榮雅百首』(五〇一八二二)にも見出され、いざれも東山御文庫本『仙洞歌書御目録』に収載されている。

一方、高松宮本と御所本とで同じ奥書を有する事例がある。類例は他に無いが、平安末期の歌人源行宗の家集『行宗集』のように、御所の奥書が書写奥書の場合、高松宮本がその転写本であることがある。

22 御所本『源大府卿集 行宗』(五〇三一三二六)の奥書を掲げる。

右一冊者申請式部卿宮(晉仁親王)御本令謄写訖／六半官本之写也、同日遂

校合則返献了／承応第三暦三伏天(花押(飛鳥井雅章))

とあり、筆蹟と花押は飛鳥井雅章筆に相違無い⁽³³⁾。それを②高松宮本は転写したのである。

このように高松宮本と御所本とで同様な奥書が存する場合、従来は、高松宮本が御所本の転写とされたり、密接な書写関係があるとされて来た。前掲②『行宗集』のように、御所本の側の書写年次が明確な場合は勿論そのように考えられる。だが、次掲の『為家集』のように再考を要する事例も存する。『為家集 上(下)』の②高松宮本と21御所本には、共通して上・下冊にある本奥書を掲げよう(高松宮本に拠る)。禁裏本云/本云/此草子有子細文永元年秋上旬/申出御本書写

云々/(三行分空白)/本云中院通村卿以本写之了右一冊竹内刑部少輔孝治朝臣/以本写之、于時寛永元年/四月十九日申下刻ニ始之
戊ニ/終功、早筆最狼藉無極者也/(三行分空白)/羽林藤

(上冊)

奥書云/以禁裏御本書写校合了/(三行分空白)/寛永元夷則念五一校了/疑所繁多猶以別本/可改也/右一帖者持明院持定筆跡也/

御学文之節為助筆一冊卒爾/遂書写之功被送之、健筆珍重々々/
喜無極者也/于時寛永元年林鐘下旬/藤羽林(下冊)判
共通の脱落歌を有することもあり、高松宮本は御所本の「忠実な転写本である」とされている⁽³⁴⁾。しかし、高松宮本の由来は、「明暦」印を有する仙洞御所本であるから、書写の時期は高松宮本の方が先行する。

そして、源実朝の家集『金槐和歌集』の末には、②高松宮本・23御所本とも(高松宮本に拠る)、

右一帖者鎌倉右大臣集也、/京極中納言定家此道達者云々、/然

最初雖部類在不審尚之/間、重而改之畢、尤証本者乎/柳當在

判

とある。『金槐和歌集』の諸本は(一)定家所伝本系統(二)群書類集本(卷三三)系統(三)貞享板本系統に分類されるが、御所本・高松宮本とも(三)貞享板本系統である⁽³⁵⁾。高松宮本を底本とした『新編国歌大觀 第四卷』解題(川平ひとし執筆)は、御所本と「密接な関係にある」とするが、高松宮本が仙洞御所の旧蔵本であることに鑑みれば、本文の近接も容易に会得される。

また、⑯高松宮本『影供歌合へ建仁元年/八月三日』のよう、中院通勝の書写本を祖本とする伝本も存する。17御所本と同様の次の本奥書がある。

以或本書写之、連日余暇之/此也、今日加表紙之次記之矣/
天正丁亥季夏下九日 中心子(中院通勝)

そして、中院通勝の本奥書は、⑭高松宮本『老若五十首歌合へ建仁元年/二月』の本奥書にも、

此哥合申請大覺寺門跡御本/卒写之、/僻時爾多端推而/少々改之、猶以他本可遂考勘畢/慶長十二年夏五月初四起筆、今日七書

功了／也足子素然判／一校了

と見出される。さらに、⑩高松宮本『石清水若宮歌合』寛喜四年／三月
朔日』には、

A此一巻行能卿真跡也／可謂累代之奇観者乎／江都叟 在判写之
為有右奥書之正本泉南宗仲献、迷之末予一覽之次書／写之、作者
等不違一字清書、様子処々模写了、相違之處注／子細但恨為旧本
之條、不及勘考合追可遂其志了／于時天正十八年仲秋廿出也、
是軒水閣書之／素然、卅五／才

B本巻上下青打曇・行之上下泥ニテ丁ヲ懸タリ、裏処ニ薄／散ス、哥二
行・作者上々之様子等為後証模之、字事外／大也、番数廿八枚、奥
書者故伏見入道中務卿貞敦親王／妙莊嚴院御法名澄空令書給御筆
跡珍重之者也、／江都ハ伏見江之義也

A冒頭の「一巻行能卿真跡也…」は、Bに記される親本の伏見宮貞敦親
王の奥書の転写であろう。通勝が書写した親本は、世尊寺行能の筆で、
貞敦親王の加証奥書を有し、打曇等の装飾を施した料紙の巻子本であ
った。通勝は和歌の二行書きや作者表記を底本のまま模写したが、高
松宮本は数度の転写を経ており、その面影は失われている。

以上、【表一】掲出の高松宮本の歌書群は、御所本・高松宮本の靈元
天皇期の写本に比して装訂が全て袋綴で表紙の文様もより類型的であ
つた。奥書が異なる事例があり、伝来を異にすることが知られる。ま
た、同じ場合は、書写時期は【表二】掲出の高松宮本が先行し、本文
内容は「明暦」印を有する仙洞御所の旧蔵本であることから近接するこ
とを述べた。

六 おわりに

万治から寛文年間初頭は、後西天皇が在位期に三部抄伝受から古今
伝受に移行する過渡期にあつたため、歴史資料のみならず歌書類が書
写された。御所本に含まれる三部抄の注釈書の書写も、寛文・延宝年間
の歌道伝受と関連があると思われるが、それらの書籍には「明暦」印が
捺されている。延宝八年（一六八〇）の後水尾院崩御後は、『水日集』の
編纂や靈元天皇や近衛基熙への古今伝授に加え、新たな仙洞御所本の
作成が行われた。後西院崩御後に第二皇子の幸仁親王への書籍の遺物
分配が行われ、仙洞を離れることになった。後西天皇期に仙洞で書写
された歌書の本文内容は、靈元天皇期の収書にかかる和歌資料と由來
を異にするか、書写年次が先行するところに価値があり、今後、仙洞
御所本として本文研究を進めていく必要があろう。

【表一】

I 外題	II 函架番号	III 法量	IV 表紙	V 見返し	VI 奥書
① 住吉社謡合〈嘉応二年／十月九日〉	H-600-350 ふ101	27, 4×20, 5	飴色無地	2, 3 0, 8	ナシ
② 内裏歌合〈天徳四年／三月卅日〉	H-600-351 ふ102	27, 4×20, 5	香色無地	2, 3 5, 1	ナシ
③ 内裏歌合〈康正元年／十二月廿七日〉	H-600-365 ふ118	27, 3×20, 6	薄い赤香無地	2, 0 1, 0	ナシ
④ 謡合〈文明十五年／正月〉	H-600-366 ふ119	27, 4×20, 6	利休色地に薄黄の霞	2, 0 0, 6	ナシ
⑤ 歌合〈文明十三年／十一月廿七日〉	H-600-367 ふ120	27, 4×20, 5	秘色無地	1, 9 5, 2	ナシ
⑥ 仙洞歌合〈宝徳二年／十一月〉	H-600-368 ふ121	27, 4×20, 5	秘色無地	2, 0 5, 0	ナシ
⑦ 光明峯寺入道撰政家十首歌合	H-600-369 ふ122	27, 4×20, 6	雄黃地に錆浅葱色の桜花枝唐草	2, 7 0, 8	ナシ
⑧ 謡合〈文永二年／八月十五夜〉	H-600-370 ふ123	27, 4×20, 4	利休色地に薄黄の霞	2, 2 1, 2	ナシ
⑨ 歌合	H-600-371 ふ124	27, 4×20, 5	金茶無地	2, 4 4, 6	ナシ
⑩ 石清水若宮歌合〈寛喜四年／三月朔日〉	H-600-372 ふ125	27, 4×20, 6	香色無地	2, 4 1, 1	アリ
⑪ 大比叡十五番歌合	H-600-373 ふ126	27, 5×20, 6	飴色無地	1, 9 3, 6	ナシ
⑫ 歌合〈建保五年／十一月四日〉	H-600-373 ふ127	27, 3×21, 0	雄黃地に錆浅葱色の桜花枝唐草	1, 7 1, 1	ナシ
⑬ 内裡歌合謡合〈建保二年／八月十七日〉	H-600-374 ふ128	27, 4×20, 5	瓶覗無地	3, 1 1, 1	ナシ
⑭ 老若五十番歌合〈建仁元年／二月〉	H-600-375 ふ129	27, 4×20, 6	薄い赤香無地	3, 4 5, 2	ナシ
⑮ 右大臣家歌合〈安元元年／十月十日〉	H-600-393 ふ148	27, 4×20, 5	瓶覗無地	3, 2 5, 1	ナシ
⑯ 御室撰歌合〈正治二年三月五日／当座〉	H-600-482 る205	27, 4×20, 5	薄香色地に薄縹の丁子繋ぎ	2, 0 0, 6	ナシ
⑰ 影供歌合〈建仁元年／八月三日〉	H-600-483 る206	27, 2×20, 2	薄香色地に薄縹の丁子繋ぎ	1, 6 0, 8	アリ
⑲ 太皇太后宮亮平経盛歌合	H-600-484 る207	27, 4×20, 5	飴色無地	2, 6 3, 8	アリ
⑳ 三百六十番歌合	H-600-493 る216	27, 4×20, 6	薄香色地に薄縹の丁子繋ぎ	2, 0 4, 1	ナシ
㉑ 明日香井和歌集	H-600-509 る233	27, 2×19, 9	若葉色無地	2, 0 0, 6	ナシ
㉒ 為家卿集 上(、下)	H-600-510 る234	27, 4×20, 5	薄香色地に上部藍、下部紫の打暈	1, 6 1, 6	アリ
㉓ 行宗集	H-600-516 る239	27, 0×19, 9	薄い赤香無地	1, 8 1, 6	アリ
㉔ 金槐和歌集	H-600-533 る256	27, 2×19, 9	薄い赤香無地	1, 6 1, 6	アリ
㉕ 寂蓮集	H-600-550 る273	27, 6×20, 4	秘色地に上部藍、下部紫の打暈	1, 6 1, 6	アリ
㉖ 源三位頼政集	H-600-566 る286	27, 6×20, 4	薄香色地に上下藍の打暈	1, 8 1, 8	アリ
㉗ 信太杜千首	H-600-570 る294	27, 3×20, 0	秘色地に上部藍、下部紫の打暈	1, 8 1, 6	アリ
㉘ 瓊玉和歌集	H-600-571 る295	27, 1×20, 0	花浅葱色無地	1, 9 1, 6	ナシ
㉙ 一人三臣 上(、下)	H-600-713 ふ462	27, 6×20, 4	薄香色地に薄縹の丁子繋ぎ	2, 2 2, 7	ナシ
㉚ 松垣の女集	H-600-1407 ム87	19, 7×14, 0	飴色無地	1, 6 1, 3	ナシ
㉛ 二条院讃岐集	H-600-1408 ム88	19, 7×13, 9	香色無地	1, 8 1, 5	ナシ
㉜ 遙遙院百首	H-600-1555 メ77	28, 2×19, 6	金茶無地	2, 0 3, 0	ナシ
㉝ 自讃歌註	H-600-1556 メ78	29, 0×20, 1	雀茶無地	1, 1 2, 4	ナシ
㉞ 自讃歌	H-600-1557 メ79	27, 8×19, 4	薄い灰汁色に路考茶の牡丹唐草	2, 4 2, 8	ナシ

【表二】

I 外題(高松宮本)	ii 御所本外題と函架番号	iii 表紙	iv 題簽	v 備考
① 住吉社謡合〈嘉応二年／十月九日〉	住吉社哥合(501—97)	丁子茶色に水浅葱色の七宝唐草緞子		
② 内裏歌合〈天徳四年／三月卅日〉	内裏歌合天徳(405—92)	薄香色地に柳茶色の菊薔薇七宝		(501—94) (501—591) (1)
③ 内裏歌合〈康正元年／十二月廿七日〉	内裏歌合康正元十七(501—74)	萌黄地に金欄の牡丹唐草の緞子	靈元院	「歌合三一種」所収本
④ 謣合〈文明十五年／正月〉	歌合〈榮雅判／常徳院御会〉(501—529)	砥子色地に苔色の桐花散らし	靈元院	
⑤ 歌合〈文明十三年／十一月廿七日〉	文明歌合十五年正月(501—567)	砥子色地に薄柳茶の菊花散らし	靈元院	
⑥ 仙洞歌合〈宝徳二年／十一月〉	仙洞歌合宝徳二年(501—545)	砥子色地に薄柳茶の菊花枝折	靈元院	
⑦ 光明峯寺入道撰政家十首歌合	光明峯寺入道撰政家歌合(501—25)	枯色無地	中院通勝	
⑧ 謣合〈文永二年／八月十五夜〉	歌合文永二年十二(501—74)	萌黄地に金欄の牡丹唐草の緞子	靈元院	「歌合三一種」所収本
⑨ 歌合	宝治二年哥合(501—610)	練色地に錆浅葱色の桜花枝唐草	靈元院	「歌合三一種」にも所収
⑩ 石清水若宮歌合〈寛喜四年／三月朔日〉	石清水若宮哥合(501—631)	裏松色地に薄青の桜花枝の亀甲繋ぎ	靈元院	
⑪ 大比叡十五番歌合	日吉社歌合判駄阿(501—618)	薄い裏柳地に柳茶の薦唐草	靈元院	
⑫ 歌合〈建保五年／十一月四日〉	哥合建保六年十二月四日(501—595)	枯色無地	靈元院	
⑬ 内裡歌合〈建保二年／八月十七日〉	内裏哥合〈建保／二年〉(501—74)	萌黄地に金欄の牡丹唐草の緞子	靈元院	「歌合三一種」所収本
⑭ 老若五十番歌合〈建仁元年／二月〉	老若五十首謡合(501—588)	裏柳色地に桑染の丁字引き	靈元院	「歌合類聚」(501—518) にも所収
⑮ 右大臣家歌合〈安元元年／十月十日〉	右大臣家歌合安元元年(501—518)	練色無地に錆浅葱色の水藻唐草と小貝を散らす	靈元院	
⑯ 御室撰歌合〈正治二年三月五日／当座〉	御室撰歌合(501—517)	薄い裏柳地に柳茶の七宝梅花散らし	靈元院	
⑰ 影供歌合〈建仁元年／八月三日〉	影供哥合建仁元年八月三日(501—552)	薄い裏柳地に苔色の桜花散らし	靈元院	
⑲ 太皇太后宮亮平經盛歌合	經盛朝臣家哥合(501—74)	萌黄地に金欄の牡丹唐草の緞子	靈元院	「歌合三一種」所収本
⑳ 三百六十番歌合	三百六十番歌合一(～五)(501—590)	鳥の子色地に薄い錆浅葱色の草花唐草	靈元院	
㉑ 明日香井和歌集	明日香井集 上(、下)(501—100)	薄香色地に柳茶色の菊薔薇七宝		
㉒ 為家卿集 上(、下)	為家集 全(501—517)	薄い裏柳地に柳茶の七宝梅花散らし	靈元院	
㉓ 行宗集	源大府卿集 行宗 (503—236)	練色地に銀の箔・枝・点を散らす	飛鳥井雅章	
㉔ 金槐和歌集	金槐集(501—720)	薄香色地に苔色の桐花散らし	靈元院	
㉕ 寂蓮集	寂蓮集(501—725)	黄桺地に柳茶の網目	靈元院	(153—251)
㉖ 源三位頼政集	源三位頼政集(501—721)	薄い裏柳地に苔色の桜花散らし	靈元院	
㉗ 信太杜千首	—	—	—	—
㉘ 瓊玉和歌集	瓊玉集(501—738)	香色地に藍の巻雲と九龍	靈元院	
㉙ 一人三臣 上(、下)	一人三臣 上(、下)(501—803)	薄い裏柳地に苔色の牡丹唐草	靈元院	
㉚ 桧垣の女集	桧垣嫗集(501—270)	緹の藍の打暈		(501—48) (501—298) (501—457) (2)
㉛ 二条院讃岐集	二条院讃岐集(501—517)	緹の紫の打暈	靈元院	
㉜ 道遙院百首	—	—	—	—
㉝ 自讃歌註	自讃哥注(特—65)	藍色地に練色の水玉	靈元院	全筆靈元院宸翰
㉞ 自讃歌	自讃歌(501—274)	砥子色地に金銀の霞と菊花の花菱繋ぎ		

注(1)『図書寮典籍解題 文学篇』、『平安朝歌合大成』

(2)西丸妙子『桧垣嫗集全釈』(平2・風間書房)

(1) 平林盛得「後西天皇收書の周辺」(岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』(昭五七・柏書房)、瀬川淑子『皇女品宮の日常生活』(『無上法院殿日記』)を読む) (平一三・岩波書店)、藤本孝一「御所本歌書と冷泉家御文庫」(『しく

れてい』第四九号、平六・七)、田島公「近世禁裏文庫の変遷と藏書目録」(東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために) (『禁裏・公家文庫研究』第一輯(平一五・思文閣出版))、拙稿「近世禁裏の歌書収蔵史における近衛家の関わりについて」(『ぐんしょ』再刊第七二号、平一八・六)。

(2) 久曾神昇『後西天皇宸翰色紙帖の研究』(昭五一・未刊国文資料刊行会)、横井金男『古今伝授の史的研究』(昭五五・臨川書店)、田中隆裕『後西院の和歌・連歌活動について』(『和歌文学研究』第五三号、昭六一・一〇)、小高道子「御所伝受の成立と展開」(『近世堂上和歌論集』(平元・明治書院)所収)、海野圭介「後水尾院の古今伝授—寛文四年の伝授を中心にして」(『講座平安文学論究第一五輯』(平一三・風間書房)所収) (以下、「海野論文I」と略称)、海野圭介

「東山御文庫藏『古今集相伝之箱入目録』」同『追加』考「古今伝授後の後西院による目録の作成をめぐって」(『古代中世文学論考』第六輯) (平一三・新典社)所収) (以下、「海野論文II」と略称) 杉本まゆ子「御所伝受考—書陵部藏古今伝受関連資料をめぐって」(『書陵部紀要』第五八号、平一九・三)など。

(3) 是澤恭三「東山御文庫御秘蔵の御湯殿上日記の由来」(『歴史と国文学』一八卷・四号、昭一一・四)、前掲注(1)平林論文、吉岡眞之「東山御文庫本『続日本紀』の周辺」(『続日本紀研究』三〇〇号、平八・三)、田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の藏書—古代・中世の古典籍・古記録研究のために」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代・中世』(平九・思文閣出版))。

(4) 久保木秀夫「万治四年禁裏焼失本復元の可能性—書陵部御所本私家集に基づく」(吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』(平二二・塙書房))は、御

所本『源大府卿集 行宗卿』(五〇一一六二)他藍色地花紋散らし唐草模様綴子表紙の御所本私家集約五〇点を万治四年の禁裏本焼失の際の副本と推定する。

(5) 宮内庁書陵部藏桂宮本『闕疑抄』(桂一五〇)の本奥書に、「此鈔頭書押紙等〔後水尾院〕年来被勘合諸抄、所ノ令加了簡給也、於宸翰之本者寛文癸丑回錄日燒失ノ之後、空送年序、爰一日左府所望欲ノ企講談、不慮○得照高院官道晃親。王・式部卿宮穂仁親王ノ以〔近衛基熙〕旧院宸翰書写之、兩部各雖有多少〔御講〕尺之ノ度々漸々被ノ考入故也、猶勝他本故合兩本被残耳底事等ノ加用捨、以遂一部講談了、為後代記子細於卷末而已」于時天和壬戌黃鐘上澣 後西院判に寛文三年の火災の記事が見出される。前掲注(1)平林論文等に掲出される。

(6) 『高辻豊長日記』慶安二年(一六四九)一月一五日条に、後水尾院仙洞の「御書院被飾御書物ノ自御文庫ノ出也」として「同(定家)更級日記 一々」が見える。 (7) 『(東園)基量卿記』貞享二年(一六八五)五月三〇日条に、平松時量が参内して持參した「後西院御遺物」の目録の内に「一、さらしな記定家卿筆 一冊」とある。玉井幸助『日記文学の研究』(昭四〇・塙書房)参照。

(8) 『天文日記』天文一八年(一五四九正月二〇日条に「從禁裏以女房奉書卅六人衆集令拝領、門跡経乗へ以御書被仰候、僧正事來一日以前御申沙汰有度由、被仰候」とある。島田良一『平安前期私家集の研究』(昭四三・桜楓社)、『西本願寺本三十六人家集 別冊二』(昭四九・墨水書房)等参照。

(9) 中院文庫本『後西天皇宸翰』(古今伝受日記)寛文四年正月一二日条に、「十二日乙亥、為年始祝義參昭高院宮道晃、言談之次和哥灌頂之事申出之、新院御年齡已廿八才、當年御沙汰無之由申之、門主參院之次可申之由也、予灌頂之

事、六年以前〔万治二年〕廿九才、以主上望申法皇之處、卅一才御伝受ナリ、
暫可相待之由也」。前掲注(2)海野論文I参照。なお、中院文庫本『古今伝
受日記』は、海野圭介・尾崎千佳〔京都大学附属図書館中院文庫本『古今伝授
日記』解題と翻刻(一)～(三)〕(『上方文芸研究』第一号～第四号、平一七・
五〇平一九・五)に全文翻刻が供されている。

(10) 前掲注(2)海野論文II参照。

(11) 中院文庫本・中院通茂筆録『古今聞書』(中院・VI・一六)、宮内庁書陵部藏『古
今集聞書留』(一六五一〇八四)、中院文庫本・中院通茂筆録『古今和歌集
聞書』(中院・VI・六八)、宮内庁書陵部藏『古今集御聞書』(一六五一〇六七)。

前掲注(2)海野論文I参照。

(12) 前掲・中院文庫本『古今伝受日記』に、「十二月、十一日、早朝行水了、(中
略)日野前大納言同道參(弘資)(後水尾院)法皇、小時出御、御書院有召參御所、給切紙詠之
三通、次百人一首之事、被仰之、次未來記了、○(一々披見)頂戴了包之後、
古今不審条々被仰聞了、不捨置可沙汰由也、次日野了伊勢物語、源氏物語、古
今之事被仰せ一々了」。なお、中院通茂と鳥丸資慶は万治三年五月に『伊勢物
語』と『源氏物語』の切紙伝授を受けており(『古今伝受日記』)、日野弘資の
伝授の階梯が遅れていた。

(13) 『皇室の名宝 東山御文庫御物1』(平一一・毎日新聞社)「伝心集」「解説」(八
島正治執筆)に拠る。田代圭一氏の御教示によれば、勅封番号は、勅封六二一
一二一一二一一一四である。なお、靈元天皇所持の『伝心抄』は崩御後に
禁裏文庫に収められるが、職仁親王がそれを書写した、宮内庁書陵部藏旧有
栖川宮本『古今聞書』(メ一六六)が伝存する。書写奥書に、「以官庫御本写之
／ 中書王」とある。

(14) 谷端昭男「後水尾院の茶会―『隔菴記』を中心に―」(『公家茶道の研究』
平一七・思文閣出版)所収)、拙稿「後水尾天皇の歌書の書写活動と禁裏文庫」

(『研究と資料』第五八輯、平一九・二)。なお、前掲の谷端著書には、唐招
提寺藏・真敬法親王筆『後西院御茶之湯記』(延宝六・貞享)が翻刻され、後西
天皇期(延宝四年・貞享二年へ一六八五)に催された仙洞の茶の湯の小座敷の
棚や書院の掛物が一覽出来る。

(15) 「或先達説云、此集作者名等頗以狼藉、故者公卿三位以上多書姓名朝臣許、
又ノ女哥等多書如童名物枇杷大臣哥書、業平朝臣名此等之類後人多成不書、
或ノ以今案推而書改此事不可然、只存此集之習由不可改置複歟、上古之事暗
難決只可用旧本以家本(定家)『中納言入道／自筆』書写之間、同以彼本校合了、
義大夫(花押)

此集以家本『中納言入道／自筆』宗匠(御子左亞相／禪門)、春上者書写
之、自春中至秋下、權中將為冬朝臣(藤亞相／禪門息)書写之、
界之間、他人筆認之條依為無念徒送年序畢、而少將(為重朝臣／息)成人之
間、自秋下末所終、書功也、故為備證本參議為明卿令校、合加奧書云彼云此
為隨分之秘本者歟、法印隆淵

此本不慮而感得、無極誠書者來学前之謂乎、于時寛正第一初商日、關路亞相
此集二条正流本三代筆也、(子細見／右奥書)最可謂證本者乎、永正第八臘
月中浣(前博陸叟(花押))

(16) 前掲注(1)平林論文。

(17) 【表一】に掲出のとおり、後西天皇期書写の袋綴は、表紙の見返しへの折込
が最大でも一・六種であるが、当該の『六百番歌合』は四種である。

(18) 小西甚一編『新校六百番歌合』(昭五一・有精堂)。

(19) 陽明文庫編『大手鑑・予楽院臨書手鑑 国書篇第一五輯』(昭五三・思文閣出
版)、村上翠亭・高城竹苞『近衛家熙写手鑑の研究(仮名古筆編)』(平一〇・
思文閣出版)等参照。

(20) 前掲注(1)平林論文。

(21) 石田実洋「冷泉家時雨亭文庫藏『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」(『書
陵部紀要』第五三号、平一四・五)に掲出・紹介されている。

(22) 和田英松『皇室御撰之研究』が指摘するように、『列聖全集 御製集 第七
卷』(大五・列聖全集編纂会)が底本とする国立公文書館藏旧内閣文庫本は、高
松宮本・東山御文庫本の天和・貞享年間の詠を収める「雜」の後ろに「雜々日次
御製」として収載している。

(23) 「明暦」印は明暦二年から使用され始め(東山御文庫藏『皇代暦』
勅封六七一三)、前掲注(1)平林論文、万治年間に作成された古記録や朝儀次第書の副
本に多く捺されている。前掲注(3)吉岡、田島論文参照。なお、前掲注(1)
平林論文は、「明暦」印の捺された書籍や文書の最下限として「後西天皇六百番歌
合御預証状」を掲げるが、同書には「明暦」印は捺されておらず誤った論述である。

(24) 福田秀一「宮内庁書陵部及び東山御文庫の『歌書目録』について(一)(二)」
〔『ぐんしょ』一七号、一八号、昭三七・六、七〕

(25) 国立公文書館旧内閣文庫本「千首和歌」(一〇一一五三)の本奥書に、「本云
／右信太杜之千首以／ 禁裏之御本書写校合之、題有無・歌處依他本連々可捕
写／ 寛永第一八初九 光廣判／本云／同十二曆應鐘上漸令書写校合之畢／
判」とあり、『宗良親王千首』が「信太杜之千首」の名で近世前期に禁裏に伝來
していたことが確認される。

(26) 拙稿「江戸時代前期の禁裏における冷泉家本の書写活動について」(『国文学
研究』第一四九集 平一八・六)参照。

(27) 貞享年間の禁裏における冷泉家本歌書の書写は、『中院通茂日記』に記され
る五月一六日から六月三〇日の外、群書類従(卷二五七)本『惟宗広言集』の
本奥書の貞享二年一〇月と、『基量卿記』に見える貞享五年二月一六日の、
最低三回行われた。前掲注(1)藤本論文、注(26)拙稿参照。

(28) 書目中の「古今金玉集 一冊」は高松宮本『古今金玉集』(H一六〇〇一二)

五七 ミ六五)と同定され、書写奥書に「以為家卿真蹟卒爾令／書写之畢／
享保九年季春十八焉」とある。『仙洞御歌書目録』収載の書籍が享保年間に及
んでいたことを裏付ける。なお、拙稿「靈元院仙洞における歌書の書写活動に
ついて」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二一集、平一七・三、本書第
一〇章)参照。

(29) 前掲注(26)拙稿参照。

(30) 『明日香井集』の諸本は、脱落歌と奥書により「一類本系」と「二類本系」に分
かれ、「一類本系がA栄雅奥書とB宋雅奥書に細分されている。A栄雅奥書
が御所本で、B宋雅奥書が高松宮本である。高松宮本は総歌数一六七二歌で、
脱落歌が無い。中川英子『雅経明日香井和歌集の翻刻とその研究』(高松宮家旧
藏本) (平一〇・渋声出版)に依る。

(31) 半田公平『寂連法師全歌集とその研究』(昭五〇・笠間書院)。

(32) 久保田淳「権律師玄寛について—中世の一万葉研究者に関する考察—」(『和
歌文学研究』第一七号、昭三九・三、後に『中世和歌史の研究』(平五・明治書
院)に再録)、前掲注(31)半田著書。

(33) 久保木秀夫「万治四年禁裏焼失本復元の可能性—『行宗集』第一種本・奥書解
説」(『中世近世の禁裏の藏書と古典学の研究—高松宮家伝来禁裏本を中心
として—』研究調査報告1 (平成一八年度) (平一九・三))。

(34) 佐藤恒雄『藤原為家全歌集』(平一四・風間書房)。

(35) 貞享本の性格や価値、編纂意図については研究が進んでいる。今関敏子『源
実朝—『金槐和歌集』に於ける伝統と享受—』(『和歌文学論集』一〇巻) 和
歌の伝統と享受(平八・風間書房所収)など。なお、貞享本の編者である「柳
営亞槐」(將軍で大納言の任にある、の唐名)については、藤原頼経・一条兼良・
足利義政を擬する説があり、近年は義政説が有力視されている(稻葉美樹『金
槐集』柳営亞槐本編者考)。(『明治大学日本文学』第二号、平五・八)。